

公 費 の 一 覧										
		乳 幼 児 ・ 子 ど も						ひとり親		
市町村	年齢	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15			15-18	
1 熊本市		141 乳児負無	441 熊子ども			541 熊子中			143 熊親1/3	
2 八代市		480 八菊美						熊本市障害		
3 人吉市		580 人吉子ども						142 障害負無		
4 荒尾市		480 八菊美						342 熊障1/3		
5 水俣市		741 水俣子								343 水俣親
6 玉名市		480 八菊美(入院適用可)								
7 山鹿市		180 乳幼児 ^{注1}								
8 菊池市		480 八菊美								443 菊池親
9 宇土市		180 乳幼児 ^{注1}								
10 上天草市		180 乳幼児 ^{注2}								
11 宇城市		180 乳幼児	780 宇城子(外来上限額1,000円、入院上限額2,000円※償還払い)							
12 阿蘇市		680 阿蘇こども ^{注3}								
14 合志市		480 八菊美								
15 美里町		480 八菊美(入院適用可)								
16 玉東町		180 乳幼児 ^{注1}								
17 南関町		180 乳幼児								
18 長洲町		641 長洲子								
19 和水町		180 乳幼児								
20 大津町		180 乳幼児								
21 菊陽町		380 菊陽子ども ^{注5}								
22 南小国町		180 乳幼児 ^{注6}								
23 小国町		180 乳幼児 ^{注6}								
24 産山村		180 乳幼児 ^{注7}								
25 高森町		180 乳幼児 ^{注8}								
26 西原村		180 乳幼児								
27 南阿蘇村		480 八菊美								
28 御船町		180 乳幼児 ^{注1}								
29 嘉島町		180 乳幼児 ^{注1}								
30 益城町		180 乳幼児								
31 甲佐町		480 八菊美								
32 山都町		180 乳幼児 ^{注9}								
33 氷川町		180 乳幼児								
34 芦北町		180 乳幼児 ^{注9}								
35 津奈木町		180 乳幼児 ^{注1}								
36 錦町		480 八菊美								
37 多良木町		480 八菊美								
38 湯前町		180 乳幼児								
39 水上村		180 乳幼児								
40 相良村		180 乳幼児								
41 球磨郡・五木村		480 八菊美								
42 山江村		180 乳幼児 ^{注10}								
43 球磨村		480 八菊美								
44 あさぎり町		※償還払い								
45 苓北町		180 乳幼児								

【子ども医療】

141・乳児負無、180・乳幼児(上限額0円)
441・熊子ども(上限額700円)、541熊子中(上限額1,200円)
480・八菊美、641・長洲子、741・水俣子、641阿蘇こども(上限額0円、21,000円超えたら償還払い)
580・人吉子ども(上限額0円、20,000円超えたら償還払い)

注1: 山鹿市、玉東町、嘉島町、御船町、津奈木町子ども医療(21,000円超えたら償還払い)

注2: 上天草市子ども医療(上天草市内のみ有効。市外は償還払い)

注3: 680 阿蘇こども(阿蘇市内のみ有効。市外・入院は償還払い)

注5: 菊陽町子ども医療(20,000円超えたら償還払い)

注6: 南小国町・小国町子ども医療(南小国・小国・阿蘇市内の一部の医療機関のみ有効。市外は償還払い)

注7: 産山村子ども医療(15～18歳は高校生のみ対象)

注7: 高森町子ども医療(高森町内のみ)

注8: 山都町子ども医療(山都町内のみ有効。町外は償還払い)

注9: 芦北町子ども医療(芦北水俣管内のみ有効。市外は償還払い)

注10: 山江村子ども医療(球磨郡・人吉市内のみ有効。市外は償還払い)

【ひとり親】

143・熊親1/3(一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)

243・親償還(対象地域以外は償還払い)

343・水俣親1/3(一部負担金の1/3を負担。水俣市で運用。)

【重度心身障害者医療】

342・熊障1/3(熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)

442・熊障負無(熊本市で運用。342に該当しない患者様に適用。自己負担無)

熊本市医療費助成制度の計算方法変更について

令和4年5月25日提供のプログラムより、熊本市の「重度心身障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の負担金計算方法が下記のように変更されております。

主保険の負担割合に相当する金額

(1円単位) × 1/3 (小数点以下切り上げ)

例) 総点数 312 点で負担割合が 3 割の場合

312 × 3 割 = 936 円

936 円 × 1/3 = 312 円 (患者窓口負担) (小数点以下切り上げ)